

「秋のレビュー」のとりまとめ一覧

テーマ・事業名	とりまとめ
大学の教育研究の質の向上に関する事業（グローバル人材育成及び大学改革）	<p>(グローバル人材育成)</p> <p>グローバル人材の定義については、具体性がなく総花的なものとなっているため明確とは言い難い。産業人材の育成に重点化した上で、検証可能な人材の定義を行い、それを明確に提示すべきではないか。</p> <p>また、我が国のグローバル人材の層を厚くするためには、プログラムによる部分的なグローバル化ではなく、大学内の教育体制を見直して外国人教員の割合を高めるなど、大学全体が国際標準になるようにすべきではないか。</p> <p>「グローバル人材育成推進事業」と「大学の世界展開力強化事業」は、事業の内容について、国内の大学自身による教育ではなく留学を前提としていること、検証可能な指標の設定が不十分であるなどの点で有効とは言い難く、検証可能な成果指標の設定、事業の整理統合、育成する人材像に即した取組を支援、英語偏重の事業内容の見直しなどを行るべきではないか。</p> <p>「スーパーグローバル大学事業」は、事業の実施により、どのような効果を目指しているかという事業の目的が明確とは言い難く、事業内容を明確にして支援対象を限定、または、既存事業と整理統合を行うべきではないか。</p> <p>また、従来事業についての検証が不十分であるので、新規事業の立ち上げは、従来事業の課題への対応を踏まえ、具体的な成果指標を設定するなどした上で行うべきではないか。</p>
大学改革加速プログラム（文部科学省）	<p>(大学改革)</p> <p>「国立大学改革の強化推進」については、「国立大学改革」で行おうとしていることが明確とは言い難く、大学ごとのミッションに客観的な評価を加え、再定義した上で、改革の意義を明確化した大学だけを支援対象とすべきではないか。</p> <p>また、本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化、他の類似事業との整理統合などを行るべきではないか。少なくとも大学自身が負担しないものについては支援しないべきではないか。</p> <p>「大学改革加速プログラム」の目的については、公・私立大学が自助努力で行うべきものであることから明確とは言い難く、国で実施すべき事業ではないので、このままの形で事業化することは適切ではないのではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興に関する事業 地域イノベーション戦略支援プログラム、地域資源等を活用した产学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業、先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム（文部科学省）	<p>3事業すべてについて、イノベーションが定義されていない、全体戦略がない、類似の取組が多い、有効性の見極めが不十分などの点から、事業の目的に照らして有効とは言い難く、全体戦略の策定、類似の取組との整理、有効性の見極めを行うべきではないか。</p> <p>成果の検証は、「地域イノベーション戦略支援プログラム」及び「地域資源等を活用した产学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」について、適切に行われているとは言い難く、売上・営業利益・市場規模など定量的に効果検証を行った上で、検証結果を新規採択や事業の継続の是非に反映すべきではないか。</p> <p>事業の内容については、国が実施すべき役割を踏まえたものに限定されているとは言い難く、民間の負担拡大や国の負担を漸減することで地域の自立を促進したり、中止の判断基準の明確化、長期継続を禁止するなど、出口戦略の明確化などを行うべきではないか。</p>
新規就農支援に関する事業 新規就農・経営継承総合支援事業(農林水産省)	<p>本事業は、参入のインセンティブになっているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定基準を「自立経営を実現した新規就農者数」に見直す、 ・対象者について新規参入者、農業法人の雇用補助に重点化、 ・所得に応じた補助金額の変動化、 ・事業の5年後の終了の明確化 <p>などを行うべきではないか。</p> <p>また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集約化の観点から増加目標を精査、 ・法人参入が促進される環境の整備、 ・販路確保などの地域サポートの充実 <p>などを行うべきではないか。</p> <p>本事業は、これが整うまでの5年程度の暫定措置とすべきではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
ICT の研究開発及び高度利活用の促進に関する事業 情報通信分野の研究開発に関する調査研究、超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発、独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金、戦略的情報通信研究開発推進制度、ICT による新産業の創出、ICT を活用した新たな街づくり実現のための環境整備、ICT を活用した新たな街づくり実現のための実証、ICT による社会課題解決の推進(総務省)	<p>(I C T の研究開発に関する事業)</p> <p>国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するもののクライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、国が行う必要性を整理すべきではないか。国が実施する場合はB／C等を計算すべきではないか。</p> <p>事業目的の達成に向けた国の役割についても、これらの事業は民間企業が実施すべきと考えられ、また、実態として特定大企業への補助となっているなど、明確とは言い難く、国はコーディネートに重点を置くなど、民間との役割を整理すべきではないか。</p> <p>目的達成のための事業の実施方法についても、現在の国の事業のやり方は民間事業者の研究開発支援の面もあることから、適切とは言い難く、委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。</p> <p>これまでの事業の成果が十分であったとは言い難い。事業として適切かどうかの評価方法をつくる必要があるのではないか。</p>
	<p>(I C T の高度利活用の促進に関する事業)</p> <p>ICT の高度利活用の推進に関する事業については、普及させるための具体的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか。</p> <p>事業の目的やビジョンは、実証のための実証となっているなど、明確とは言い難く、また、関係機関との調整も十分とは言い難い。</p> <p>このため、普及を前提とした事業計画の作成やコスト便益の計算を行うなど、具体的な普及のためのプロセスを明確にすべきではないか。また、補助として実施側がリスクを負う形で実施すべきではないか。併せて、他の関係省庁との連携強化を担保すべきではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
広報に関する事業 総合エネルギー広聴・広報・教育事業（経済産業省） 海外広報、独立行政法人国際交流基金運営費交付金、海外における文化事業等（外務省）	<p>(総合エネルギー広聴・広報・教育事業)</p> <p>どのような国民に何を知ってほしいか不明確であり、目的・ビジョンが明確とは言い難い。また、適切な成果指標が設定されているとは言い難い。エネルギー政策に関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべきではないか。</p> <p>広報主体の役割分担も含め、費用対効果の高い広報手段（内容・方法）が採られているとは言い難く、学校でのカリキュラム化などで対応すべきではないか。</p>
	<p>(海外における文化広報や文化芸術交流のあり方)</p> <p>海外における在外公館、国際交流基金の文化芸術交流事業ともP D C Aサイクルが必ずしも十分に確立されていない。今後、戦略をもとに具体的な目標や重要地域を定めるべきではないか。適切な成果指標を設定するとともに、個々の事業の評価については、例えば、米国の様々な評価手法を参考にすることや事前と事後のアンケートは5段階程度にして中央値を評価に含めないこと等の取り組みが必要ではないか。</p> <p>また、一定の規模以上のイベントについては、参加者等に対し次回開催に向けた寄付を集めることや、次回有料化しても参加したいかのアンケートを行う等の工夫を検討することが必要ではないか。</p> <p>在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化すべきではないか。</p>
	<p>(広報に関する事業全般)</p> <p>政府が行う広報関係事業については、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、最低限、「認知度・到達度等の広さを測る指標」及び「理解度・満足度等の深さを測る指標」を設定すべきではないか。その上で、目的によっては行動にまでつなげたか、指標として設定すべきではないか。</p> <p>その際、特に、費用対効果、広報の内容の質に重点を置いて行うことが必要ではないか。</p> <p>ホームページで一元的に載せることも重要だが、ただ載せるだけでなく、「伝わる」ことを念頭において広報を行うべきではないか。政府の公用文書について検索が効率的にできるようにする工夫が必要ではないか。また、司令塔を置いて効率的に行うべきではないか。</p> <p>これらのこととは、政府が行う広報関係事業全般について、今後の行政事業レビューの中で改善を進めていくべきではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
経済協力に関する事業 無償資金協力（外務省）	<p>我が国の現下の財政状況に鑑みれば、世銀ガイドラインの基準を超えた所得水準の国には、有償資金による援助を実施することを基本とするべきではないか。有償・無償の判断基準が極めて不明確であり、無償資金協力の活用は、あらかじめ、例えば緊急性、人道性、対象国の財政状況を含む基準を明確に示した上で、それを満たす場合に限って実施するべきではないか。</p> <p>また、中所得国以上の国に無償資金による援助を実施した場合、事業実施後に無償による援助が適当であったか否かの評価を行うことを検討すべきではないか。</p> <p>無償資金協力におけるP D C Aを強化する観点から、毎年度、サブスキームごとのレビューシートを作成するべきではないか。サブスキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要ではないか。</p>
資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業） 石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金、風力発電のための送電網整備実証事業費補助金、次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業（経済産業省）	<p>(石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業)</p> <p>「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、P D C Aサイクルが十分機能しているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先も含めた競争入札の導入 ・第三者の専門家を入れた国によるコスト検証の仕組みの導入 <p>などによるコスト削減を図るべきではないか。</p> <p>また、本事業は、特定事業者のみに補助する形になっており、事業規模の縮減、補助率の見直しなどを検討すべきではないか。さらに、国からの多大な補助がある以上公共財的性格が高いものであることから、研究成果が幅広く共有されるような仕組みを導入するべきではないか。</p> <p>(風力発電のための送電網整備実証事業)</p> <p>「風力発電のための送電網整備実証事業」については、ほぼ実用化のレベルと同じ規模の事業であり、横展開の可能性も低いと考えられることから、国が行うべき実証事業の範囲を超えた民間ビジネス支援となっていると考えられる。このため、事業規模の縮減、補助率の見直し、補助対象の限定などを行うべきではないか。</p> <p>また、本事業は、P D C Aが十分機能しているとは言い難く、新規採択事業について事業に先立ち実現可能性調査を実施するとともに、既採択事業についても事業の本格化までに事業計画の精査を行うべきではないか。</p> <p>(次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業)</p> <p>「次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業」については、ビジネスモデルの実証は民間企業が行うべきことであり、何を実証すべきかも特定できていないことから、このままの形では事業化することは適切ではないのではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
地球温暖化防止等に関する事業	(チャレンジ 25 地域づくりモデル事業) 「チャレンジ 25 地域づくりモデル事業」については、支援対象の採択にあたっての事前検証が甘く、選択が厳密に行われているとは言い難い。効果の検証も明確な基準が設定されておらず、不十分である。先進性、費用対効果、有効性、波及性の点で適切でないものや民間・自治体が行うべきものが支援対象となっており、効果の検証方法を確立し支援対象を限定すべきではないか。
チャレンジ 25 地域づくりモデル事業、地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業（環境省）	(地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業) 「地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」は、支援対象について、有効性が高い取組や国が特に支援すべき取組に重点化されているとは言い難い。このため、従来の事業の検証を厳格に行い、その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、国として支援すべき対象を厳選すべきではないか。また、アウトカム指標を明示した上で、効果の検証方法を確立すべきではないか。
先導的都市環境形成促進事業、超小型モビリティの導入促進（国土交通省）	(環境省の地域の省 CO2 施策支援関連事業全体) 「環境省の地域の省 CO2 施策支援関連事業全体」については、事業間の役割が整理されているとは言い難く、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、事業を整理すべきではないか。また、環境省のみならず、政府全体として重複の排除を徹底すべきではないか。
	(先導的都市環境形成促進事業) 先導的都市環境形成促進事業については、社会実験とモデル事業との関係や事業の目的が明確とは言い難く、普及可能性にも疑問がある。先進性・先導性が欠如し、類似事業との重複も見られ、事業の成果の評価および検証がきちんとなされているとは言い難い。事業の内容を踏まえれば、国ではなく地方自治体が行うべきなのではないか。 (超小型モビリティの導入促進) 超小型モビリティの導入促進事業については、事業の目的が明確とは言い難い。先導性が欠如しているほか、市場をゆがめる民間支援となっているのではないか。モデル事業としては、規模が過大であり規模を縮減すべきではないか。

テーマ・事業名	とりまとめ
<p>ICT を活用した教育学習の振興に関する事業</p> <p>フューチャースクール推進事業、ICTによる社会課題解決の推進、教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究（総務省）</p> <p>学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業（文部科学省）</p>	<p>(フューチャースクール推進事業等（総務省所管事業）)</p> <p>フューチャースクール推進事業、先導的教育実証事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にある。</p> <p>そもそも、教育の ICT 化の全国展開に向けた、具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。コスト抑制に関する成果指標を設定し、費用対効果や全体像、技術環境の変化への対応など、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示すべきではないか。</p> <p>今後については、「クラウド」ということで何でもプロジェクトを起こすのではなく、また、実証数も絞り込むなど、総務省は裏方に徹するべきではないか。</p> <hr/> <p>(学びのイノベーション事業等（文部科学省所管事業）)</p> <p>学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にあることから、事業を絞り込んで行うべきではないか。</p> <p>そもそも、教育の ICT 化の全国展開に向け、教育効果や教師の ICT 活用指導力の向上、効果的な教材開発等に関する具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。ICT により教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。これらについて、初等中等教育局も中心となって進めていくことを検討すべきではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
農地の利用集積の促進に関する事業 担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）、農地保有合理化促進対策費交付金（規模拡大加算交付金）、農地中間管理機構による集積・集約化活動（農林水産省）	<p>(農地中間管理機構による集積・集約化活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「農地集積協力金」については、 <ul style="list-style-type: none"> ・実施期限を切って集中的に実施する、 ・借り手が確定した時点で協力金を交付する、 ・民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施する、 などの条件付きで存続させるべきではないか。 ○ 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。 ○ 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、 <ul style="list-style-type: none"> ・国が一定のガイドラインを策定し示す、 ・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、 ・都道府県知事へのインセンティブの付与、 などの対応が必要ではないか。 ○ 機構が行う基盤整備については、意見が分かれ、 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の受け手の受益者負担のほか、都道府県にも負担を求めるべき、 ・不要な賃貸料、地価の上昇を招くことがないよう、慎重な検討を行うべき、 ・基盤整備は借り手が基本的に行うべき、 などの意見があった。
基地周辺対策の推進に関する事業 特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省）	<p>交付金により地域住民の満足度・理解度を深めることが重要であるが、防衛省において交付対象施設の利用状況などを把握していないことや、一般財源的なものにも交付金が使われている状況は、現在の交付金の使途や執行実態が、事業目的を十分に満たしているとは言い難く、特に生活環境の改善につながっているのか効果検証も十分に行われているとは言い難い。</p> <p>このため、防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、P D C A サイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもP D C A サイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。併せて、交付金に関する地域住民への周知を高める活動も徹底すべきではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
若者就職支援に関する事業 (地域若者サポートステーション関連事業)	<p>地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、P D C A サイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言い難い。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。</p>
若者育成支援事業、若者職業的自立支援推進事業、サポステ卒業者ステップアップ事業、地域若者サポートステーション事業（厚生労働省）	<p>本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言い難く、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。</p>
安心・信頼してかかる医療の確保に関する事業（医療サービスの機能の充実と重点化・効率化）	<p>P D C A には納税者の視点が不可欠だが、医療費の仕組み、現状や公定価格である診療報酬の改定プロセスが国民に十分に伝えられているとは言い難い。医療費効率化に向けた各般の取組をレビュー・シートに明示しフォローアップ等を実施して国民に対し明らかにするほか、医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できる枠組みを構築するべきではないか。</p>
医療保険給付費国庫負担金等、診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費に関する5事業、歯科疾患の検査・診断等に関する歯科診療報酬の適正な評価の調査費（厚生労働省）	<p>医療費の効率化施策や診療報酬改定において、P D C A サイクルが適切に活用されているとは言い難いことから、診療報酬改定で本体と薬価をそれぞれ独立して決定できるよう意思決定過程を改めるとともに薬価の下落分を診療報酬本体の引き上げ原資とすることは合理性を欠くことからやめるべきではないか。また、レセプトの悉皆的分析を実施し診療報酬改定や医療効率化に反映すべきではないか。</p> <p>さらに、医療の改善のための対応として診療報酬の改定という手段が有効でない場合も考えられることから、他の選択肢も含めて十分に吟味した上で有効な措置を選択すべきではないか。</p>
安心・信頼してかかる医療の確保に関する事業（後発医薬品の使用促進等）	<p>後発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべきではないか。</p>
医療保険給付費国庫負担金等【再掲】、医薬品等産業振興費、診療内容及び薬剤使用状況調査費（厚生労働省）	<p>この場合、先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある。こうした観点から、後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべきではないか。</p> <p>市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべきではないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
総合的な国土形成の推進に関する事業 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金（国土交通省）	<p>今後の社会資本の老朽化の見通しを踏まえれば、資源の配分を老朽化対策に重点化すべきではないか。その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後に反映していくべきではないか。</p> <p>また、長寿命化計画の策定や老朽化対策・維持管理費用の将来推計に基づく維持管理マネジメントを実施している地方公共団体に対しては、配分を優先するべきではないか。また、モデル都市等においてベストプラクティスを抽出し全国に広める等の取組を進め、一方で取組が遅れている地方公共団体に対しては、総務省などの関係省庁とも連携しつつ、例えば、ペナルティを与えることも含めてインセンティブを付与すること等を通じ一層のメリハリをつけるべきではないか。</p> <p>交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底すべきではないか。地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。</p>
広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用（内閣府）	<p>5年間で500億円の多額の税金を利用する投資であるにもかかわらず、概算要求後、安全保障という目的を外すなどそもそも目的がぶれており、本来検討しなければならない「ユーザーニーズ」や「費用対効果」も十分に検討されておらず、関係省庁との調整も十分に行われていないと判断せざるを得ない。</p> <p>また、官民の役割分担も不明確であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、民間資金の活用を視野に入れるべきではないか。</p> <p>このような状況の中では予算化の必要性は見出せないのでないか。</p>

テーマ・事業名	とりまとめ
<p>基金に関する事業</p> <p>省エネルギー設備導入促進基金(国内排出削減量認証制度活性化事業、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業)、住宅用太陽光発電導入支援対策基金(再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業)（経済産業省）</p>	<p>(省エネルギー設備導入促進基金(国内排出削減量認証制度活性化事業、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業))</p> <p>省エネルギー設備導入促進基金については、基金の保有割合が極めて高く、客観的な根拠を用いた保有割合の算定等実施すれば、使用見込みのない金額を早期に国庫返納することが可能であったのではないか。基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているとは言い難い。</p> <p>(住宅用太陽光発電導入支援対策基金(再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業))</p> <p>住宅用太陽光発電導入支援対策基金については、事業の見通しが甘く、また業務の適切性が充分に確保されていたとは言い難いのではないか。基金設置法人の不断の業務点検、基金監督官庁による定期検査等の実施を強化するとともに、固定費の削減により効率的な管理費計上をすべきではないか。</p> <p>(各府省の基金に対する横串の視点)</p> <p>基金シートにアウトプット指標のみならずアウトカム指標を明記すべきではないか。</p> <p>将来の収支見積もりを含め保有割合の算出根拠をより詳しく明らかにし、基金の規模の適正性を点検できるようにするべきではないか。基金を設置した府省は自ら定期的に検査を行う等により、管理上の効率化も含め基金設置先における基金の安定性と適切な管理・執行を確保するとともにその結果を明らかにするよう努めるべきではないか。</p> <p>さらに、国からの交付金等により地方自治体に造成された基金についても、情報公開や点検のあり方を検討すべきではないか。</p>